

第3章 計画の内容

基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進

県民、事業者、民間団体、学校に対し、必要な啓発・教育、制度の周知等により、性の多様性に関する理解の増進を図ります。

【現状と課題】

県ではこれまで性の多様性に関する啓発資料の配布や研修、県の広報紙やホームページ、SNSなどの各種媒体による発信などを通じて意識啓発を図ってきました。

令和2年度（2020年度）に県が実施した「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」の結果では、性的マイノリティの割合は3.3%で約30人に1人でした。誰しもが学校や職場、友人や知人との関わりの中で、性的マイノリティと接している可能性があると言えます。性的マイノリティは、性的マイノリティ以外と比べ、孤立感、あるいは自己否定感が強い状況にあり、「死ねたらと思った、または自死の可能性を考えた」といった経験がある割合は6割を超えており、命に係わる困難を抱えています。また、性的マイノリティは、学生時代に不快な冗談、からかい、暴力を受けている割合が高い傾向にあります。

性的マイノリティの多くが、周囲からの差別や偏見を恐れ、性的マイノリティであることを隠して生活しており、依然として「身近に性的マイノリティはいない」と思われていることが多い現状となっています。また、年代が上がるほど、学校で性的マイノリティについて学んだ経験がかなり少なくなる傾向にあります。

性の多様性に関する差別や偏見をなくしていくため、引き続き意識啓発に取り組んでいく必要があります。

【具体的施策】

1 県民や事業者等への意識啓発

県民一人一人の性の多様性に関する県民、事業者等の理解を深めるため、「差別的取扱い等¹¹」の禁止をはじめ必要な啓発を行います。

【推進項目】

① 性の多様性に関する意識啓発

ア リーフレットや相談案内カードの配布、県の広報紙やホームページ、ラジオ・テレビ、SNS等を活用して県民、事業者等に対し広く性の多様性に関する啓発を行い、性の多様性に関する理解の増進を図ります。

(県民生活部)

イ 県政出前講座の実施により、地域及び団体等における性の多様性に関する理解の増進を図ります。【新規】

(県民生活部、教育局)

ウ 性の多様性に関する理解を深めるため、県民に対して啓発を行います。特に、子どもや若者に関わる職員や支援者等に対する理解の増進を図ります。

(県民生活部、福祉部)

② 事業者向け研修の実施

事業者における性の多様性に関する理解や取組が進むよう「にじいろ企業研修¹²」を実施します。

(県民生活部)

11 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第4条で禁止されている次の行為のこと。

性的指向又は性自認を理由とする不当な差別的取扱いをすること。性的指向又は性自認の表明に関して、強制又は禁止すること。

正当な理由なくアウトティング（性的指向又は性自認に関して本人の意に反して本人が秘密にしていることを明かすこと）すること。

12 県が事業者を対象に実施する、性の多様性に関する研修のこと。

③ 県職員に対する研修等の実施

性的マイノリティとの対話を取り入れた「県職員アライセミナー¹³」や階層別基本研修等を実施するとともに、性の多様性に関するデジタルハンドブック等を活用し、職員の理解を深めます。【拡充】

(総務部、県民生活部、教育局、警察本部)

④ 性の多様性に関する情報発信・実態調査などの実施

ア あらゆる機会を通じて、性の多様性に関する情報発信を行います。また、性の多様性に関する実態の把握を行います。

(県民生活部)

イ 全ての学生及び職員の性の多様性が尊重され、安心できる環境を実現するため、「埼玉A L L Y大学ネットワーク¹⁴」を通じて、各大学が「県内大学及び短期大学における性の多様性に関する取組調査¹⁵」を踏まえた新たな取組を展開し、情報発信するように働き掛けていきます。【新規】

(県民生活部)

13 性的マイノリティが安心して県の機関を利用できるよう、アライの県職員を増やすために実施する、性的マイノリティとの対話を取り入れた実践的な内容のセミナー。

14 令和6年10月31日設置。埼玉県内にキャンパスを有する大学及び短期大学において、性の多様性を尊重した取組を広げ、全ての学生及び職員の性の多様性が尊重され、安心できる環境を実現することを目的とする。

15 大学等における取組を進めるに当たり、令和6年度(2024年度)に実施した現在の取組状況を把握するための調査。

【具体的施策】

2 性の多様性に係る人権教育の推進

性的指向や性自認は一人一人異なり、そのことは尊重すべきものであるとの正しい理解を深める教育を推進します。

【推進項目】

① 児童生徒に対する教育の実施

児童生徒の発達段階に応じて、性の多様性の尊重に関して正しい知識を身に付け、理解を深める教育を行います。

(教育局)

② 教職員等への研修の実施

性の多様性の尊重についての正しい理解を深めるため、教職員等を対象とした研修を実施します。

(総務部、教育局)

③ 家庭、地域社会における学習機会の提供

市町村教育委員会やPTA等と連携し、性の多様性の尊重について理解を深める学習の充実を図ります。

(教育局)

基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実

性の多様性に関して、性的マイノリティや周囲の方が相談しやすい体制の充実を図ります。

【現状と課題】

性的マイノリティは、社会の様々な場面で困り事に直面しています。しかし、その多くが差別や偏見を恐れ、性的マイノリティであることを隠して生活しており、自分の性的指向や性自認に関して、誰かに相談することは非常に難しく、孤立しがちな状況にあります。

性的マイノリティや周囲の方が安心して悩みを打ち明けることができる、相談しやすい体制の充実を進めていく必要があります。

【具体的施策】

1 相談体制の充実

性の多様性に関する様々な問題について、性的マイノリティや周囲の方から相談を受け付け、助言の実施又は適切な支援機関につなぐことにより、性的指向や性自認に関する相談者の悩みや不安を解消していきます。

【推進項目】

① 県民向け相談の実施

ア 「にじいろ県民相談（埼玉県性的マイノリティ県民相談）¹⁶」の実施を通じ、性的マイノリティが相談しやすい体制の充実を図ります。

（県民生活部）

¹⁶ 県が設置した性的指向や性自認に関する悩みについて電話やSNSで相談できる専門相談窓口のこと。

イ アウティングやカミングアウトの強制、禁止等の性の多様性に関する人権侵害について対応するため、関係機関との連携を強化していきます。【新規】

(県民生活部)

ウ 県や市町村等の県内相談機関と連携を図り、性の多様性について配慮した対応ができるよう、相談の質の向上を図ります。【拡充】

(県民生活部、福祉部、教育局)

エ DV¹⁷や性暴力に関する性的マイノリティからの相談について、関係機関と連携を図り、きめ細やかに対応していきます。

(県民生活部)

オ 国の自殺総合対策大綱¹⁸では、性的マイノリティを含めた社会全体の自殺リスクの低下を位置付けています。性的マイノリティを含めた自殺におけるハイリスク層の相談者に寄り添った自殺防止に向けた相談を行います。

(保健医療部)

② 学校における相談の実施

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の効果的な配置により、学校における教育相談体制を整備します。

また、児童生徒等からの性的指向や性自認に関する悩み、不安に関する相談への対応について、必要な支援を行うとともに、相談窓口の周知を図ります。

(教育局)

¹⁷ ドメスティック・バイオレンスの略。配偶者や恋人等の親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。

¹⁸ 自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるもの。令和4年10月、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定された。

③ 事業者向け相談の実施

性の多様性に配慮した取組を進めようとする事業者からの相談に対応し、事業者の取組をサポートする「にじいろ企業相談¹⁹」を実施します。

(県民生活部)

【具体的施策】

2 県内相談機関への支援

相談機関では、相談者が勇気を振り絞って、やっとの思いで相談することができた思いを酌み、相談者に寄り添った対応をすることが大切です。県内相談機関に対し、性の多様性に関する正しい知識を持ち、適切に対応できるための支援をしていきます。

【推進項目】

① 県内相談機関向け研修の実施

性の多様性に関する相談に対応できるよう、県内相談機関に対する研修や情報提供を行います。

(県民生活部)

② 県内相談機関ネットワークの構築

各相談機関が情報交換などを行う機会を設けることで、相談機関同士の連携強化を図るとともに、相談機関の職員の対応力向上を図ります。

(県民生活部)

¹⁹ 県が設置した、性の多様性に配慮した取組を進めようとする事業者からの相談に対応、アドバイスをし、取組をサポートする専門相談窓口のこと。

基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり

性的マイノリティを含む全ての人が、性の多様性が尊重され、安心して生活し、働くことができる暮らしやすい環境づくりを推進します。

【現状と課題】

性的マイノリティは、生活する上で様々な困難に直面しています。困難に直面した性的マイノリティにとっては、自らの性的指向や性自認だけでなく、自分自身そのものを、あるいは生き方を否定されているという気持ちに陥りやすい状況にあります。

性的マイノリティが抱える困難の解消を図り、性的マイノリティが安心して生活し、働くことができる暮らしやすい環境づくりを進めていく必要があります。

【具体的施策】

1 安心して生活できる環境づくりの推進

性の多様性が尊重され、性的マイノリティが安心して生活できる環境を整えるため、県が実施している事業を見直すとともに、事業者に対して、性的マイノリティの抱える困り事や社会生活上の不利益を解消していくよう働き掛けていきます。

【推進項目】

- ① 生計を共にする法律上同性のパートナーの権利や身分に関する制度や手続の見直し
- ア 事実婚を対象としている県の権利や身分に関する制度や手続において、いわゆるパートナーシップ制度の届出の有無に関わらず、法律上同性のパートナーも同様に対象とするよう見直しを行いました。
- さらに、県で実施した制度や手続の見直し結果を参考として、県全体に実効性のある取組が広がるよう市町村や事業者に働き掛けを行っていきます。（全庁）
- イ 法律上同性のパートナーが異性婚と比べて不利益を被ることがないように、法律上同性のパートナーの権利や身分に関する制度について、早急に真摯な議論と対応を行うよう、国へ要望します。【新規】（県民生活部）
- ② 埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針を踏まえた県の事務事業の推進
- ア 埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針に基づき、県の事務事業を実施していきます。
- また、実施に当たっては、「性の多様性の尊重推進員²⁰」により、県庁各課所等における取組を推進していきます。（全庁）
- イ 「県職員アライセミナー」の受講者がレインボーグッズを着用し、性的マイノリティが安心して県の機関を利用してもらえる環境づくりを推進します。【新規】（全庁）

20 全庁的に性の多様性の尊重に関する取組を効果的に推進するため、各課所等において「性の多様性の尊重推進員」を設置している。

③ 学校における性の多様性への配慮

ア 学校において、様々な面から考えられる配慮について、児童生徒・保護者の心情等を踏まえつつ取組を進めていきます。

(教育局)

イ 性的マイノリティの児童生徒や保護者の支援団体等と連携できる環境づくりを推進します。

(教育局)

ウ 全ての学生及び職員の性の多様性が尊重され、安心できる環境を実現するため、「埼玉A L L Y大学ネットワーク」を通じて、各大学が「県内大学及び短期大学における性の多様性に関する取組調査」を踏まえた新たな取組を展開し、情報発信するように働き掛けていきます。(再掲)【新規】

(県民生活部)

④ 防災対策における性の多様性への配慮

性の多様性に配慮した避難所の設置・運営マニュアルの普及啓発を図ります。避難所の運営においては、性の多様性に配慮した設置・運営を行います。また、被災者の生活再建等の支援については、性の多様性に配慮した取組を進めていきます。

(県民生活部、危機管理防災部、都市整備部)

⑤ 各業界に対する性の多様性に配慮した企業サービスの提供に向けた働き掛け

ア 医師会等を通じて、医療機関に対し、性の多様性に配慮した取組を行うよう働き掛けます。

(県民生活部、保健医療部)

イ 不動産関係団体等を通じ、不動産事業者や賃貸住宅の貸主の理解を深める等、性的マイノリティの賃貸住宅への円滑な入居の促進に努めていきます。

(県民生活部、都市整備部)

ウ 金融機関に対し、周知の場を設ける等部局間で連携を図り、性の多様性に配慮した企業サービスの提供等について働き掛けます。【新規】

(県民生活部、産業労働部)

⑥ 市町村への支援

「埼玉県性の多様性施策に係る市町村連携会議²¹」を通じて、法律上同性のパートナーに係る実効性のある措置の導入や拡充を市町村に働き掛けるほか、パートナーシップ制度の運用上の課題や好事例を共有したり、連携を進めていく場とすることで、市町村に必要な取組を支援します。

(県民生活部)

⑦ 関係機関・団体と連携した支援体制の構築

ア 自らの性の在り方に悩み戸惑う性的マイノリティ、とりわけ若年層を中心とした性的マイノリティ同士が安心して集い、交流できる場や機会の提供を行う民間団体に関する情報を提供していきます。

(県民生活部)

イ 経済団体等との連携を強化し、性の多様性に配慮した事業活動等を行うよう、事業者へ働き掛けていきます。

【新規】

(県民生活部、産業労働部)

21 性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策のうち、市町村間の連携や市町村の取組の課題に関することや県と市町村の連携に関することを協議する会議。県及び市町村の埼玉県内市町村の性の多様性に関する施策担当課(室)長等をもって構成している。

【具体的施策】

2 働きやすい環境づくりの推進

性的マイノリティが働きやすい環境づくりを推進するため、研修、相談、登録制度で構成する包括的支援により、事業者の取組を支援していきます。

【推進項目】

① 事業者向け研修の実施（再掲）

事業者における性の多様性に関する理解や取組が進むよう研修を実施していきます。

（県民生活部）

② 事業者向け相談の実施（再掲）

性の多様性に配慮した取組を進めようとする事業者からの相談に対応し、事業者の取組をサポートする相談を実施していきます。

（県民生活部）

③ 「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度」の普及

性の多様性に配慮した取組を進める県内事業者の取組状況を指標により見える化し、性的マイノリティが働きやすい環境づくりを促進するため、登録制度を普及させていきます。また、登録後も更新等の機会を捉えて取組状況を確認するとともに、更に取組が進むよう好事例について横展開を図ってまいります。

（県民生活部）

④ 県庁における率先した性の多様性に関する取組の推進【新規】

ア 性的マイノリティとの対話を取り入れた「県職員アライセミナー」や階層別基本研修等を実施し、職員の理解を深めます。(再掲)【拡充】

(総務部、県民生活部、教育局、警察本部)

イ 性の多様性に関するデジタルハンドブック等を活用し、性的マイノリティである職員が安心して性の多様性に配慮した制度を利用できるよう周知します。【拡充】

(総務部、県民生活部、教育局、警察本部)